

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年12月12日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年11月24日農林水産省告示第1663号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
野沢弥作	静岡市葵区井川字西山沢1958（以上の1筆については一部保安林）	静岡市役所
森竹つる江	静岡市葵区井川字ヲッコドコ1998の2、1998の7	静岡市役所
森竹久徳	静岡市葵区井川字ヲッコドコ1998の2、1998の7	静岡市役所